

社会福祉法人ポプラの杜役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ポプラの杜（以下「当法人」という。）定款第8条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。
(施設職員除く。)

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払う事が出来る。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

旭川市内	<u>2, 500円</u>
その他	

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

旭川市内	<u>2, 500円</u>
その他	

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の決議を経て、改廃する事が出来る。

附則

- 1 平成27年 5月29日に制定の報酬規程を廃止する。
- 2 この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 3 この規則は、令和 元年12月12日から施行する。
- 4 この規則は、令和 4年 7月11日から施行する。